

中国における建設工事の入札制度に関する考察

早稲田大学大学院 ○崔 金榮*¹

足利工業大学 小林康昭*²

by Jinrong Cui and Yasuaki Kobayashi

現在、中国の建設産業は、従来の社会主義経済から自由主義的な市場経済への転換と、WTO 加盟に伴う市場の国際的開放という大きな歴史的な変革の時期を迎えている。こうした変革が大きな刺激剤となって、中国は著しい経済成長を見せ始め、設備投資や社会基盤整備も活発化している。こうした動きを支える建設制度は目下、社会主義的な仕組みから市場経済的な仕組みへ転換の途上であり、過渡時期に特有な様様な問題が発生している。

本研究は、建設制度の中核である入札制度について、中国で行われている内容、手順、管理などの現状を概略的に捉えて考察したものである。

【キーワード】 入札制度 中国建設産業 工事発注

1. はじめに

現在の中国では、従来の計画経済体制から市場経済と呼ばれる資本主義的自由経済体制への転換途上である。その大変革の時代に西部大開発、南水北調事業（水を南部豊水地方から北部渇水地方へ送水）、都市インフラ整備、農村地帯の市街化事業など、社会基盤の整備が急である。その結果、建設投資額の増大は、建設産業を国の中核産業に押し上げようとしている。必然的に建設産業もそれに応じた大きな変革を余儀なされるであろう。すなわち、WTO 加盟による建設市場の国際的開放が契機となって、自由競争が原則になるはずである。

本研究は、中国の建設産業に関わる制度のなかで、特に入札制度について考察したものである。

2. 入札制度変革の経緯

中国の入札制度は、外国資本の参入を動機として発達してきた背景がある。1842 年、中国はアヘン戦争の敗戦によって各国といくつかの通商条約を締結した。このことによって、外国資本は中国へ進出が

可能になった。同時に、中国国内資本主義経済が萌芽し、外国資本と共に国内の民族資本家の投資も行なわれるようになった。当時、国内は内戦混乱して、統一した建設投資制度の整備がなかった。そのために中国の建設事業は、外国投資が参入した際に持ち込んだ当時の外国で慣行されていた入札・契約制度を適用することになった。上海、天津、広州などの外国資本の投資が多き地域で、民間の請負業者が成長した。1949 年中華人民共和国の建国当時、新政府は戦後復興のための建設を民間の請負業者に大きく依存し、旧来から慣用されてきた入札制度が 1950 年代前半まで延用されていた。

1950 年代前半まで、中国政府は買収あるいは政府と民間企業と共同経営の形で、民間企業の社会主義改造を完成した。1950 年代後半から、社会主義の計画経済が軌道に乗って、建設工事は、政府の発注機関が行政的に分配する発注制度が中心になった。政府に建設企業的な経営機能があり、受注側は単に現場の生産を分担するだけの機能となった。分配制度が徹底した結果、建設工事の発注は建設分野別（工業と民用建築、道路交通、鉱山建設、水力発電建設、エネルギー開発など）、地域別（中央と地方、地方の各省、市、県）の枠組のもとで実施された。入札や

*¹理工学研究科 嘉納研究室 03-3267-6860

*²都市環境工学科 教授 0284-62-0605

契約がほとんど制度化されていなかったもので、建設関係者の入札・契約制度に対する理解や認識は今もなお低い。この分配発注制度は1980年改革開放後までいった。そして、入札・契約制度の試行期間中も併行して採用された。

1980年、経済改革が始まった当時、中国は国民経済の急速な発展を目指して、改革開放の政策を制定し、さまざまな試行を開始した。1980年中国国务院が発表した公文書「社会主義競争を展開と保護における暫定規則（关于开展和保护社会主义竞争的暂行规定）」の中で、特定の建設事業を、入札・契約方式で執行することを規定した。1981年、東北地方の吉林市、南部地方の深圳市において、香港の入札制度を参考に、入札による工事発注が試行的に実施され、良い効果を得ることができた。

世界銀行、アジア銀行など国際金融機関に融資をうけたプロジェクトの実施は、中国の入札制度に大きな影響を与えた。1982年中国雲南省のルブゲ水力発電所の導水トンネル建設プロジェクトは世界銀行のガイドラインで国際入札を行った。日本の大成建設、前田建設を含む8社が応札し、大成建設が落札した。このプロジェクトは、中国で初めて国際的なルールで行われた建設プロジェクトである。中国政府は意識的に、ルブゲの導水トンネルプロジェクトを新制度のモデルとして、調達から現場管理、竣工決算まで全面的に考察と研究を行なった。そして国際的ルールで実行したこのプロジェクトで蓄積された経験を全国へ紹介した。入札・契約方式だけではなく、品質管理、工程管理、安全管理なども含む経験は、今もなお新しい制度の事例に利用されている。

1983年中国建設部（城乡建设环境保护部）が、「建設、据え付け工事入札における暫定規則」を公表し、それを契機として、中国に建設工事の入札・契約制度が発足した。しかし、従来の計画経済の下では、発注者の自主的な経営能力や下請制度の構築などがなされなかったため、入札制度は全面的な実行に拡がることは出来なかった。

1992年12月、建設部が「建設工事施工に関する入札・契約管理方法（工程建设施工招标投标管理办法）」を制定した。建設工事の執行を細かく規定し、行政命令の形で入札・契約制度を整備したものである。

表－1 中国の入札制度転換の経緯

年代	経緯	概要
19世紀末 ↓	入札制度導入	- 外国資本参入 - 外国慣行：入札制度導入 - 社会主義社会確立初期に適用
1957年 ↓	完全な計画分配制度	- 計画経済体制確立 - 入札制度廃棄 - 政府分配による工事施工 - 業界、地域別の制限が発生 - 入札に対する理解が低い
1980年 ↓	分配制度の延用 +	- 経済体制改革・1981年吉林市、深圳市で試行 1982年世界銀行方式により中国雲南省でルブゲ水力発電所の国際入札
1992年 ↓	入札制度の推進	1983年「建築、据え付け工事入札における暫定規則」を公表 - 全国へ移行試みたが、全国的な施行は出来なかった。 1992年、「建設工事施工に関する入札・契約管理方法」公表 - 入札制度を具体的に細かく規定 - 行政命令の形で入札・契約制度を確立
1997年 ↓	入札制度を法律で確立	1997年11月「中華人民共和国建築法」立法 入札原則を確立 1998年3月から実施
1999年 ↓	入札制度に関わる法律の確立	1999年3月「中華人民共和国契約法」立法 入札の契約原則を確立 1999年8月「中華人民共和国競争入札法」立法 入札執行規則を確立

さらに1998年3月「中華人民共和国建築法」が施行され、入札・契約制度が法制化された。その後、1999年3月の「中華人民共和国契約法（中華人民共和国合同法）」、1999年8月の「中華人民共和国競争入札

法（中華人民共和國招標投標法）」によって、入札・契約制度に関してさらに細かな規定が施された。こうした一連の施行の結果、中国における建設事業の入札・契約制度の体系化が、法律的に完成した。

3. 入札制度の概要

(1)建設事業報告制度

中国政府は、建設事業の把握を目的として、発注者が発注前に政府管理機関へその事業の内容を報告することを義務づけている。そして審査機関の審査を受け、許可を得てから工事発注を行うことが出来る。報告の主要な内容は、事業の名称、建設の地点、投資規模、資金の出所、当年の投資額、工事の規模、構造の形式、発注の方法、着工時期、完工時期、事業着手の準備状況などである。

(2)入札制度を適用する建設事業

中国の「建設法（建築法）」では、表-2 の①に示すように、建設事業を入札に付さなければならないと規定している。

事業の具体的な範囲と規模の基準は、中央政府の所轄機関が制定し、国务院の承認を受ける。例えば、2000年5月に、中国発展計画委員会はプロジェクト内の一つ工事の予定価格は2百萬元（約3千萬元）以上、或はプロジェクト投資総額3千萬元（約4億5千萬元）以上を入札対象と規定した。入札制度を適用すべき建設事業は、施工だけでなく、調査、設計、監理及び設備や材料等の購入にも適用される。

それ以外の、機密が必要とされる工事、専門性が高い工事、緊急の工事、限度以下の小工事などは、随意契約で行なうことが出来る。

中国の制度は、社会主義の原則に従って運営されてきた。したがって、民間投資の建設工事は少なく、大部分は、政府や国有企業が投資した建設工事である。そのために、大部分の建設事業は、法律に従った入札・契約制度を採用することになる。入札を採用すべき建設事業では、入札方式を採用しない名義貸しや工事をいくつかの部分に分割する分割下請などの、入札回避手段を禁止している。違反した者や機関は、政府から罰金及び処罰を受ける。

(3)競争入札を採用できる要件

現在、中国は市場経済への移行途上にあり、まだ完全に自由な経済に至っていない。政府機関は、建

表-2 建設事業執行の諸要件

要 件	
①入札に適用事業	a. 公衆の社会施設、公共事業など社会公共利益と公衆安全に関わる建設事業。 b. 投資資金が全部または部分が、国家資金あるいは国家融資資金を使用する建設事業。 c. 国際組織あるいは外国政府借款、援助資金を使用する事業。
②競争入札を採用できる要件	a. 予算または概算が確かめること。 b. 建設事業は国、部門及び地方の年度投資計画にもとづくこと。 c. 建設用地の土地収用手続きが完了すること。 d. 施工に必要な施工図書及び技術資料が整っていること。 e. 建設資金、主要の建設材料、建設設備の供給が確実であること。 f. 建設所在地の都市計画に違反しないこと。
③発注機関の要件	a. 建設事業に対応する技術、経済、管理などの人員が必要。 b. 入札説明書を作成できる能力がある専門家が必要。 c. 応札者の資格を審査できる能力が必要。 d. 入札書を技術的に評価する上、落札を決定する技術能力が必要。

表-3 発注機関の類別

類別（例）		特徴と構成方式
①	自己発注機関 （例：〇〇省〇〇市交通局、〇〇工場基建指揮部）	自分の管理要員または下部組織から専門要員を集めて作った国営企業などの発注機関。
②	共同機関 （例：商業局、銀行、百貨店三方共同機関）	事業の資金提供者で構成 政府管理機関、銀行、事業所有者代表が共同で構成した機関。
③	代理機関 （例：〇〇市監理公司、〇〇工程諮詢公司）	代理機関が発注者の委託を受けて作った機関。 代理機関の資格の認定は法律に従って国の政府機関が行なう。

設事業を順調に執行することを目的として、入札前に事業審査を行なっている。要件が不足したり、法律や制度などに違反する事業の発注は許可されない。建設事業は発注前に表-2 の②に示すような要件を満たすことが必要である。

(4) 発注機関における要件

中国の建設事業は、長い時期、政府の計画で立案され、発注は直営また政府の分配によって行なわれていた。従って政府機関や国営企業は、発注者の立場で工事管理部門を持っている。現在、発注者は、新しい制度へ適用できる能力が要求されている。発注機関に対する要件を、表-2 の③に示す。

政府の建設管理機関は、上述の要件に応じて発注者の能力を審査する。合格者は発注組織資格書を交付されることによって公的に認可される。発注者は公的資格を取得して工事の発注が可能になる。現時点では表-3 に示すように、三種類の発注機関がある。

①型と②型は、計画経済に応じた産物からの変形であり、市場経済に十分に対応できないが、建設産業が構造改革の途上にある現在、新システムの完成または新システムに慣れるまでの一定の過渡期には、大量に存在するといわれる。現在、③型のような専門機関が増え続けている。

(5) 業者選定の方式

発注者が請負者を選定する入札方法は、以下の二つである。

- ・ 一般競争入札
- ・ 指名競争入札

この方法は基本的に日本と大差がない。建設投資の全部或いは大部分を国有資金が占める事業では、一般競争入札で発注することが「建設事業入札適用範囲及び規模基準（工程建設項目招標範囲と規模標準規定）」で義務づけられている。

一般競争入札が適用しにくい国や省の重点事業は、政府の承認を受けられた場合に限って、指名競争入札で発注することができる。指名競争入札で発注する場合は、「中華人民共和国競争入札法（中華人民共和国招標投標法）」の規定により、三つ以上の会社を指名しなければならないことになっている。

他の事業は、指名競争入札や随意契約で発注する

ことも可能である。

(6) 入札制度に対する政府による監督

計画経済時代の中国では、建設事業は原則として政府が直営あるいは特命で行なっていたが、建設事業法人制度に移行するに伴って、入札方式が採用されることになった。建設事業法人制度とは、公認の法人資格を備えた事業決定や資金調達、リスクなどすべての責任と工事発注、資材調達などの権限を持って、事業を行なう制度である。政府の役割は事業を直接運営することから事業法人の運営を監督することに移行している。入札制度における政府監督の主要内容は以下の通りである。

- ・ 発注業務全般の監督
- ・ 発注前に書類により発注者の資格審査
- ・ 発注者の発注管理能力の審査
- ・ 一般競争入札の公告の審査
- ・ 入札説明書の審査
- ・ 入札結果の登録と情報の管理。

政府管理機関は発注者が提出した書類を審査し、国の法律、制度、政策などに合わないか、故意に違反する場合には、発注者に対して、事業廃止、資格取り消し、罰金、その他法的責任の追求などの処分を行う。

4. 入札制度の執行

(1) 入札の手順

中国における一般的な一般競争入札の手順を図-1に示す。

(2) 建設工事交易センター

中国では、中央政府の建設管理機関の承認を受けて、一定規模以上の都市（地区）毎に一つだけ建設工事交易センターを設置している。通常、一般入札に適用される工事の発注・入札活動は、センターで行なわれる。センターは政府機関ではなく、建設工事の取引サービスを提供する場所であり、建設に関わる各種情報、建設に関する法律、技術基準などの提供を基本業務としている。その他、工事発注・入札活動の場所を提供する。政府の関連機関がセンターに窓口を設けて、工事の請負活動に関する申請や手続きを受付け、工事発注に対する審査や監督を行なうこともある。

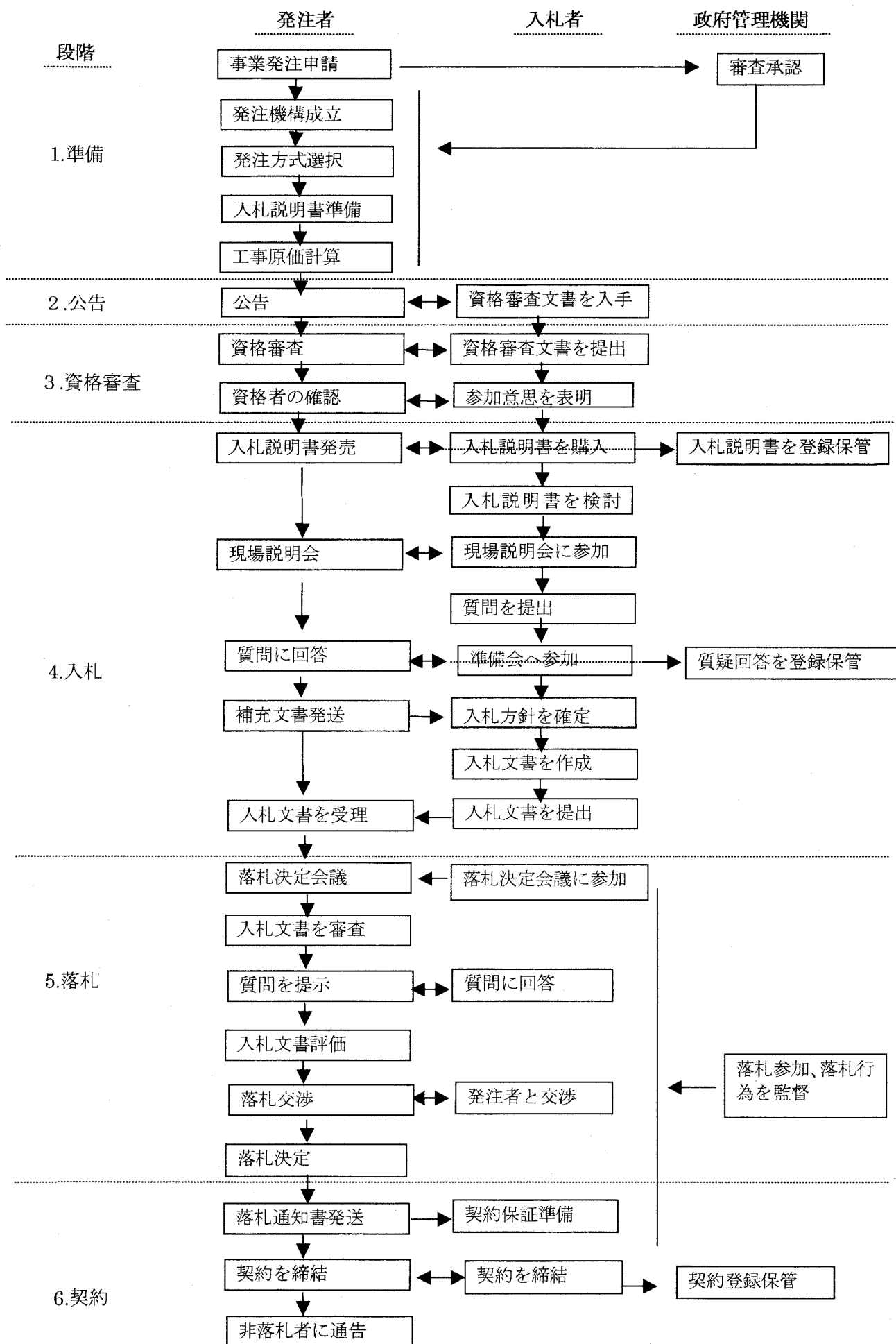


図-1 中国の建設工事一般競争入札の手順

(3) 資格審査

中国では、競争入札による工事発注は、発注者が入札者の施工能力、財務状況などについて資格審査を行なっている。

一般競争入札における審査は、通常、入札前に二段階で行なわれる。第一段階では本工事に必要な基本資格条件を審査し、第二段階では条件に合致した入札者の資格要件を点数で計量化して比較する。審査の対象は必要条件と付加条件に大別される。

必要条件は入札者の法人資格、企業の資格レベル、営業範囲、財務状況、信用などで構成される。付加条件は専門技術、設備などで構成される。

比較した結果のリストを作って、合格者を確定する。合格者の確定には二つの方式がある。一つ目は合格者数を制限せずに、満点の80%以上の点数を合格とする。通常は世界銀行、アジア銀行などの国際金融機関借款事業で採用される。

二つ目は合格者数を制限するもので、満点の60%以上取った入札者の上位から入札説明書中であらかじめ定めた合格者数(5社~7社)に合わせて合格者を決めるものである。その後、最高点の合格者に参加意思を確認する。同一レベルの資格を持つ能力差の小さい業者が非常に多いので、選定にあたる発注者が業者の選定に要する労力は大きい。国内の建設工事は、この方式を採用することが多い。

指名競争入札では、発注者が指名した入札者の能力をよく知っている筈であるとの前提があり、入札者も少ないという理由で、入札の前に入札者の資格審査は行っていない。ただし入札後入札書の評価する時に、入札者の資格を比較した結果を反映させることがある。

(4) 予定価格

予定価格とは、工事発注の時、発注者が工事の原価を把握し、入札価格の評価に利用する価格である。予定価格は、発注者自身が現地の状況(例えば、労務、機材の価格)に合わせて積算の基準を決まって積算する。これに対して予算は、政府が公表した基準に基づいて積算する。予算は事業の意思決定に必要な要件であるので必ず作成する。しかし予定価格は発注者によっては、作る場合もあるし、作らない場合もある。予定価格を発注者自身が積算するほか

に、入札者の入札価格を統計的に処理して決定する方式もある。「競争入札法」では、発注者による予定価格の作成について規定がない。予定価格の作成は発注者自身の判断による。一般的には、発注前に発注者が予定価格を積算している。制度転換の途上なので、予定価の算定方法には、旧方法と新方法が混在している。

旧方法の積算は、材料、労務などの価格をすべて国が決定して、発注者は政府の決定に従って原価の積算を行っていた。工事が完成し決算の時に、政府が公表した調整方針により、現時点の労務価格、材料価格、各種費用などを調整して、工事価格が決まった。この体制に基づいて積算した予定価格は、工事予算のようなもので、工事实態の価格を表しているわけではない。この予定価格は、工事発注時点、多数の入札価格を比較する参考基準として利用されるにとどまる。したがって、工事实態の価格を表れないので、契約への拘束力は弱くなった。この積算体制は計画経済に応じた産物なので、発注者、建設業者の経営自由権が拡大した市場経済には対応出来ないが、新体制がまだ構築の途中の現在も、廃止出来ないで延用されている、と言うことである。

新方法は、日欧米と同じように、工事の実態価格を表わす実費積算である。この問題は、経済基盤が未発達な時代に特有な建設資材の価格格差が地域や時期によって大きい、価格変動が激しい、発注者、入札者とも現地の労務、資材などの正しい価格の把握が困難であるということである。また、今まで長時期にわたって、各工法や作業の歩掛り費用の構成などの情報の蓄積は、国が行ってきたために、発注者や建設会社は自身のデータの蓄積がまだ少ない。新方法による見積もりが制度的に軌道に乗るまでは、多くの困難が予想される。

現在の中国では、発注者には事業法人制度により、建設への投資責任を追求され、入札会社は経営権の拡大により経営利益の追求が目的となる。新方法の実行は困難であるが、新方法の予定価格は入札者に強い拘束力があるので、リスク減少の面で発注者、入札者両方ともに積算の確実性を求められる。今後、実績経験、データの蓄積に伴って、新方法の採用が増えると予想される。政府も新方法の推進を推奨し

ている。

一方、中国では、予定価格をつけない工事発注方法も採用されている。一つ目は、規模が小さい、簡単な工事を対象とし、例えば、規模、仕様などで同種の実績があれば予定価格をつけなくても発注ができる。同じような住宅を建設する場合、発注者は既往実績（平方米単価など）を参考に、能力を評価した入札者の中から落札者を決める。この場合、入札の価格が落札の重要な要件になる。入札者は価格の実態を調査し、競争力のある入札価格を提出しなければ落札にできない。発注者は予定価格を積算しないで、入札者の価格競争によって、現地の労務、機材の実態価格のリスクを一定範囲内で入札者に負担させることになる。

二つ目は、予定価格を発注者自身が見積もりせずに、入札者の入札価格を利用して統計的に整理、計算した価格を評価基準とする方法である。予定価格が存在しないのではなく、予定価格の決め方が違うといえる。

予定価格を積算しない利点は、発注時点で発注者自身が工事価格の把握が困難な場合、発注者の発注業務量を軽減し、入札者の競争により、原価を最大限に低下させることが可能になる。欠点は、発注者に参考になる工事価格があっても、低価格により手抜き工事などが横行して、品質低下のリスクが大きい。

(5) 入札書の評価

入札書の総合評価は入札評価委員会が行なう。入札評価委員会は発注者の代表、技術の専門家、経済の専門家などが、入札説明書に規定された評価方法をもとに入札書の評価を行なう臨時組織である。委員会は5名以上の構成で、技術、経済の専門家が全体の三分の二を占めることが、「競争入札法」で規定されている。専門家は政府公認の専門家名簿から選出される。落札まで委員会の構成員は公表されない。価格が唯一の評価要件ではなく、工期、品質、技術なども対象となる。入札書の評価は工事の規模、技術の複雑さにより、図-2 のように総合評価法と評議法の二つの方法がある。評価の内容を表-4 に示す。

評議法は、入札評価委員会による入札書に対する

表-4 入札書評価の概要

	総合評価法	評議法
適用工事	複雑、大型工事 契約金額は大きい	小型工事 契約金額少ない 構造簡単
評価内容	一次審査： 入札者資格、入札保証、文書の完全性、入札説明書への対応、計算間違い、暫定金額差引き 詳細評価： 入札の金額、工事計画全体	入札価格 工期 材料使用量 工法 品質
評価方法	一次審査： 法令、基準、入札説明書に対比 詳細評価； 一定基準、方法により点数、金額を付ける	定性評価 協議や投票で行う 開札、評価、落札一括で完成
特徴	合理性、客観性が良い 複雑、関わる点が多い、評価基準の確立は難しい。	簡単、快速 科学性低い

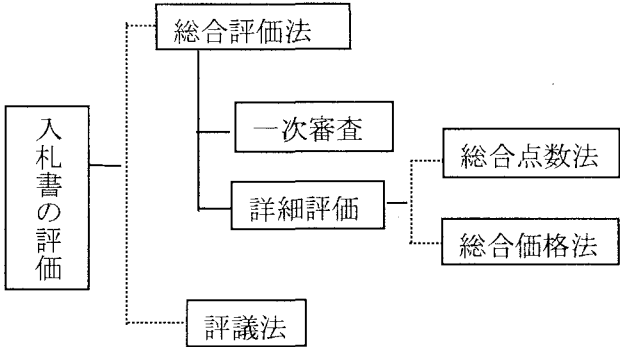


図-2 入札書評価の方法

主観的かつ定性的な評価法である。総合評価法は、入札書全体をいくつかの部分に分け、各部分を評価基準に対比して定量化する評価法である。

図-2 のように総合評価法の詳細評価は、総合点数法と総合価格法の二つの方法がある。

・ 総合点数法

点数は一般に以下に示す①または②の式で計算される。

$$N=A_1 \times J + A_2 \times S + A_3 \times X \tag{1}$$

N - 評価の総得点
J - 施工計画（技術力）の得点

S—入札価格の得点（限度内の最低価格は満点。
その他は比率的に減少）

X—品質、工期、業績などの得点

A_1 、 A_2 、 A_3 —総合点数の配分比率

高得点者が落札候補者になる。

$$N' = A_1 \times J' + A_2 \times S' + A_3 \times X' \quad ②$$

N' —評価の総得点

J' —施工計画（技術力）得点順番数、高得点順に
配列、 $J' = 1, 2, 3, \dots$

S' —入札価格、低価格順に配列

$S' = 1, 2, 3, \dots$

X' —品質、工期、業績などの点数順番数、高
得点順に配列、 $X' = 1, 2, 3, \dots$

A_1 、 A_2 、 A_3 —総合点数の配分比率

低得点か落札候補者になる。

各評価項目の点数の配分比率決定や評価基準は、
建設工事の特徴を考慮して評価委員会が決める。一
般の工事に対して、 $A_1 + A_2 + A_3 = 100\%$ 、 A_1 は20%
～70%、 A_2 は70%～30%、 A_3 は0～20%を標準と
する。入札価格の評価は、予定価格を基準に上限と
下限（一般の範囲は上5%～下7%である）価格を
設けて入札価格を審査する。上下限の範囲以外の入
札価格の入札者は失格となる。次に入札価格を評価
して点数を付ける。評価基準は予定価格そのものと
する場合があるが、前節で説明したように、現在発
注者は予定価格の合理的な判断が困難なので、発注
者の予定価格と入札者の入札価格を統計的に評価す
ることもある。その他に、入札者の入札価格だけを
統計的に評価することもある。

・総合価格法

入札者の価格以外の評価要素を、事前に決めた方
法によって金額に換算し、入札価格に価格を加えたり
減らして評価用の価格を設定する方法である。最低
評価価格が落札価格となる。例えば、標準工期より
速い（遅い）提案工期を金額に換算して入札価格
を減少（増加）する。通常は、技術改善、工期、税
金、金融関係などが、価格変動を起す評価項目である。

(6)落札

発注者が入札書評価委員会から書面で報告され
た入札書評価の結果によって落札者を決めるが、入
札書評価委員会に委託して、落札者を決める場合も
ある。国有事業の落札は、評価された入札者リスト

の結果にもとづいて決めることが原則であり、一番
の入札者が何らかの理由で落札出来ない場合は、次
の入札者を落札者とする。特別な理由がないかぎり、
開札から30日以内に落札者を決める。一般競争入
札の場合は、開札会議が各入札者の入札価格、工期
など基本情報を公開する。

中国の「競争入札法」では、落札決定前に、入札
価格、入札案など実質内容についての発注者と入札
者の間の交渉や接触が禁止されている。ただし、入
札書の中の理解不可能な不明瞭の部分について説明
を要求することが許されている。

5. 中国の入札制度に対する考察

現在の中国における建設工事の入札制度について
考察すべき課題は次の三つであると考えられる。

- ・計画統制経済から資本主義経済市場への移行
- ・建設市場の開放
- ・建設企業の外国への進出

(1)計画統制経済から資本主義経済市場への 移行

従来の経済体制のもとでは、入札制度はまったく
機能していなかった。国家の経済体制が資本主義経
済に移行すると、建設事業にも市場原理が導入され
るので、入札制度の整備が必要になる。既に述べた
ように、中国では法制的に入札制度は完成した。し
かし、形態的に整っていても、発注側の運用体制、
受注側の対応や認識が十分ではない。これは、関係
者の専門的な知識と経験の蓄積の不足によるもので
ある。

(2)建設市場の開放

従来の中国における建設市場は、世界中の多くの
社会主義国家がそうであるように、外国籍企業参入
を排除してきた。しかし、近年中国政府はWTOを批
准したことで分かる様に、中国市場の国際化は、国
の意志である。

この期に及んで、中国の建設企業は、国内市場に
おいて、外国の企業と同等の市場原理のもとで企業
活動を行なっていくことになる。

その際に、建設市場には国際的な規範に値する調
達システムが機能していなければならない。その重
要な施策として完成度の高い入札制度の整備は不可

避である。

現状は、形態の構築が急がれた入札制度であるので、多様かつ弾力的な対応力に不足している。この点でも、関係者の専門性と経験の不足が挙げられる。

(3)建設企業の外国進出

古来、中国は自らが外に向う国際化には比較的に消極的な面があった。社会主義体制化にあってもわずかに同盟的な関係にある社会主義国に対して、政府間レベルの協力関係などによって、技術協力・指導などをおこなってきたに過ぎず、これは市場原理にもとづく国際的な企業活動とはいえない。

中国の建設市場が国際的に開放されて、外国籍企業と競争する状態になっていくと、中国の建設企業は否応なく国際的な価値観を持たざるを得なくなり、ひいては、自らも積極的に外国市場に打って出ていくことが期待されるようになるであろう。

その際に、障害となるのは国際的なスタンダードとかけはなれた経験則である。現行の中国の公共調達が見て、まだ十分な制度として機能していないとき、これらの制度のもとにある中国の建設会社の国際的活動は極めて阻害されたものとなる。このことは、上に述べた(1)や(2)で触れた制度面の問題ではなく、(1)と(2)から中国の建設企業が啓蒙を受けて自らの入札の知識を向上させ、国際競争力を高めてゆくように、入札制度への認識を持つことが強く望まれるということで付記した。

中国の建設企業の国際競争力を向上させる点においても、日頃、国内にあって、十分に市場原理で機能する入札制度のもとで、企業活動を行なう経験を身に付けることが求められる。

(4)日本の建設分野に対する期待

以上に述べた現在の中国の建設市場、殊に入札制度に対する三つの課題に対して、日本の建設分野から学び得ることを以下に挙げる。

・異なった経済体制への移行に関する経験則

日本は19世紀末の幕藩体制から明治新政府体制への移行と、1945年の戦時統制経済体制から戦後自由経済体制への移行と、二つの歴史的に大きな体験を経て、現在に至っている。そして、それらの移行に伴う制度の改革は、世界的に見ても大きな成功をおさめている。

・国内市場の国際化

日本の建設市場は20世紀末まで、外国籍企業の参入に対して高い障壁を設けているとして国際的に度々批判されてきた。

1990年代に、日本政府は国際的批判に応じて、WTOに批准し国際化の道を拓いた。この制度改革は、中国の動きに先んじたものである。

・建設企業の外国進出

日本の建設企業は、20世紀の初め頃から東アジア地域に進出して、建設工事を行なってきた歴史があり、さらに戦後には全世界の各国で、欧米の建設企業と競争しながら企業活動を繰り広げている。国際感覚に富む建設企業が多いことで、日本は中国の先を進んでいるといえる。現在の段階に到達するまで、日本の建設企業は多くの苦難を克服してきた。海外市場で受注に勝利するには、国際入札への対応力が備わっていなければならない。その点で、日本の建設企業の経験は、中国の建設企業の範になり得る。

日本は中国と異なる経済の歴史をたどってきた国である。しかし、このように、多くの建設分野において、日本は中国にとってモデルになり得る存在であると考えられる。殊に本論文の主題である入札制度の問題については、その制度の構築や整備、そして運用の面において、中国が抱える多くの問題を解決する大きな範に足りえると、確信している。

6. おわりに

中国の建設工事は、ほとんどが国有事業であり、工事発注の公平性や公正性は、建設業の健全な発展に大きな影響を与えている。中国にとって、先進国の制度を導入する際、自国の政治や経済の現状などの環境を十分に重視して、適用が出来る制度を作り、社会発展に伴って、改善することが必要である。また、完成した制度を正しく運用することを心がけることもきわめて重要である。下請制度の構築、関係法律の完備などが現実には大きな懸案となっている。これを解決するには、入札制度を十分に理解した上での経験の蓄積が必要である。その点で、日本など入札制度の歴史が長い先進国を参考すべきと考えられる。

【参考文献】

- 1) 崔金荣・小林康昭：中国における建設工事の入札制度について，第20回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会 講演集，2002. 11
- 2) 田振郁・黎冰・聶政・董肖恒：建築施工企業管理実用手冊，中国建筑工業出版社，1998. 9
- 3) 建築施工手冊編写組：建築施工手冊（第三版），中国建筑工業出版社，1999. 1
- 4) 王孟鈞・楊承愷：WTO 与中国建築業，中国建材工業出版社，2002. 5
- 5) 曾培炎：中国投資建設 50 年，中国計画出版社，1999. 10
- 6) 崔金荣・小林康昭：中国における建設事業の分類と実施手順について，土木学会第 57 回年次学術講演会概要集，2002. 9
- 7) 世界建築業管理慣例与中国建築業対応 WTO 的对策：馬紅、金香梅，中国建筑工業出版社，2002. 2
- 8) 魏連雨，呂榮傑，「建設項目管理」，中国建材工業出版社，2000. 7
- 9) 黃文傑，「建設工程招標實務」，中国計画出版社，2002. 2
- 10) 崔金荣・藤島博英・小林康昭：中国における建設工事の積算と管理の体制について，土木学会第 29 回関東支部技術研究発表会講演集 2001. 3

A Study of Bid System on Chinese Construction Projects

by Jinrong Cui and Yasuaki Kobayashi

Now, In China, economic systems are changing from planned economy to market economy. Just then, China happened to join WTO. These economical circumstances are obliged Chinese construction industry to break away from a their traditional policy of managing. Chinese economy has a high growth under the stimulus of those changing. Investment in facility and infrastructure is brisk. In this current situation, Chinese construction management system is looking forward to international system. The bid system became one important part of new system. But, various problems are happened in transition.

This paper is made through the introduction of Chinese bid system that include content, process, management, etc, investigation and analyzing of the present of the Chinese construction surrounding, discussion on the problems of bid system, suggestion compare with Japanese bid system.

Keywords : *Bid system , Chinese construction industry, Procurement*